平成２８年（フ）第４４９８号
東京都墨田区太平２丁目13－９－501
債務者　櫻田　陽介（旧姓秋元）
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４５３５号
東京都荒川区東日暮里１丁目17－21－406
債務者　五味　　勉
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４５９０号
東京都小金井市東町４－37－22　コーポ堀切102、住民票上の住所東京都小金井市東町４丁目37－22　堀切方
債務者　藤熊　大希
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２５８号
静岡市駿河区豊田１丁目６番２－503号、旧住所川崎市高津区蟹ケ谷49番地１　ニューウェルテラス池の里901
債務者　猪俣　昭久
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月７日午後２時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１０１１号
横浜市南区前里町２丁目46番地３　アクティーパート３　201号室
債務者　宇野　雄司
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９２５号
横浜市港南区下永谷５丁目９番６号　けやきの丘Ⅱ　201
債務者　岩間　幸恵
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月23日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２１８号
横浜市戸塚区南舞岡４丁目40番21号
債務者　竹田　朱美
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２５１号
横浜市南区井土ケ谷中町108番地　サンハイム井土ケ谷103
債務者　山本　俊子（旧姓・田崎）
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９６９号
横浜市港北区綱島西２丁目18番８－406号
債務者　廣中真由美
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１００７号
横浜市西区高島２丁目５番８－202号
債務者　濱　　邦彦
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０２１号
神奈川県藤沢市辻堂元町６丁目１番４号
債務者　白井　　瞳
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０６４号
神奈川県綾瀬市寺尾北１丁目５番17号　ビューコートＭＪ202
債務者　粕谷　倫子（旧姓安田）
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１１６１号
神奈川県藤沢市弥勒寺１丁目20番10号　ハイツ矢沢Ｃ202号室
債務者　豊島ひとみ（旧姓勝呂）
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２３９号
神奈川県海老名市上今泉２丁目11番５－310号　ウイン海老名、住民票上の住所神奈川県海老名市上郷1065番地の５　ユニヴェール202号
債務者　大川　洋介
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２４２号
横浜市中区松影町３丁目10番地17　ホテル21　305号室
債務者　山南　大剛（旧姓隈本）
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部